

# 業務約款

制定日：令和4年2月10日

改訂日：令和6年4月8日

## 第1条（適用範囲）

本業務約款は、お客様と株式会社 U-LABO（以下「当社」といいます。）の間で締結し、当社が提供する U-LABO 各種サポート、その他のサービス、及びそれらに付随するサービス（以下「当社サービス」といいます。）に関する契約（以下「本契約」といいます。）について適用されます。

## 第2条（契約の成立）

本契約は、当社指定の申込書または申込みフォーム（以下「申込書等」といいます）に必要事項を記入し、電子メールまたは当社指定の方法を利用して当社へ提出した後、当社が、当社所定の方法によって当該申込を承諾した時点をもって成立するものとします。

第3条（契約内容）当社は、お客様のお申込内容に応じ、該当する当社サービスを提供いたします。サービス内容の詳細及びその提供期間については、当社パンフレット、料金表、申込書等及び申込規約をご確認ください。

## 第4条（料金の支払い等）

契約成立後、お客様は、申込書等に記載の金額を申込書等受付日後5営業日以内までに当社の指定する口座に振込むものとします。その他のオプションの支払いあるいは追加契約の場合は、追加契約の際の料金体系に従い、都度発行する覚書あるいは請求書に基づき、当社の指定する方法で当社の指定する口座に振り込むものとします。

## 第5条（返金）

お客様が、当社サービスの提供期間中において、本契約を解除し、その提供を終了させる場合、当社は、別紙の返金ポリシーの定めるところに従い、お客様に対して日本円口座へ日本円にて返金を行います。なお、返金の際の振込手数料はお客様負担となります。

## 第6条（休会）

お客様が、当社サービスの提供期間中において、本契約を一時休止される場合、当社は、別紙の休会規定の定めるところに従い、休会処理を行います。

## 第7条（守秘義務等）

1. お客様は、本契約に関連して知り得た当社の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとし、また、お客様は、お客様個人のご利用目的以外のために使用しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。
  - (1) お客様の取得以前に既に公知であるもの
  - (2) お客様の取得後にお客様の責めによらず公知となったもの
  - (3) お客様の取得以前に既に所有していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. お客様は、裁判所、政府もしくはその他の行政機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる要請又は命令を受けたことを相手方に通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
4. お客様は、本契約の終了時又は本契約の終了後相手方から求められた場合、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄するものとします。
5. 本条は、本契約終了後も3年間は有効に存続するものとします。

#### 第8条（知的財産権）

1. 当社が当社サービスのために利用し又は当社サービスを提供する過程で創出したあらゆる文書、資料、データ（以下「文書等」といいます。）の知的財産権及び当社サービスの提供にかかるノウハウは当社が保有し、当社に帰属するものとします。当社は、前記知的財産権及びノウハウを放棄せず、その利用を許諾しません。ただし、本項の定めに関わらず、お客様は、本契約の条件に従って前記知的財産権及びノウハウを使用することができるものとします。
2. お客様は、当社の書面による同意を事前に取得することなく、いかなるウェブサイト又はいかなる広報活動においても”U-LABO” ”U-BRIDGE”、その他当社が使用する呼称又はロゴを使用しないものとします。

#### 第9条（競業禁止義務）

1. お客様は、本契約の終了から3年間、営利または非営利を問わず、当社と競合する活動を行わないものとします。
2. 前項に違反した結果、当社に損害が生じた場合、当社はお客様に対し、差止めおよび損害賠償を請求します。

#### 第10条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は収集したお客様の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および当社のプライバシーポリシー（<https://ulabo.org/privacy-policy/>）に基づき適正に取得し、管理を行います。
2. お客様は、本契約のお申込みに際し、当社のプライバシーポリシーを確認し、これに同意するものとします。

#### 第11条（損害賠償等）

1. お客様は、ご自身の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、これを賠償する責めを負うものとします。
2. 当社は、当社による故意または重過失による場合を除き、お客様に損害を与えた場合、お客様が当社サービスについて支払済みの金額を限度とし、当社の行為によってお客様に生じた損害を賠償いたします。
3. お客様が、当社の責任によらず、当社サービスに関連して他のお客様、その他の第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、お客様の費用と責任において、当該紛争を処理するものとします。

#### 第12条（契約の解除）

1. 当社の合理的判断において、お客様において本契約の履行若しくはその履行能力に重要かつ有害な影響を及ぼす状況が存在したまたは発生した場合、当社は、お客様に対する書面による通知をもって、直ちに本契約に基づく義務の履行を停止することができます。
2. 前項の通知後、義務の履行の停止期間が30日間を超えたときは、当社は、お客様に対する書面による通知をもって、直ちに本契約を終了することができるものとします。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、当社に対して、次の各号の事項を確約します。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
  - (3) 自らまたは第三者を利用して、当社に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為、および、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または名誉もしくは信用を毀損する行為をしないこと。
2. お客様が前項に違反した場合には、当社は本契約を直ちに解除することができ、かつ、かかる解除により当社に生じた損害または損失につき、お客様に損害賠償請求をすることができるものとします。
3. 前項の定めに基づいて本契約が解除された場合、お客様はかかる解除により生じる自己の損害について、当社に対して何らの請求を行わないものとします。

#### 第14条（免責等）

1. 地震、津波等の天災、火災、ストライキ、洪水、感染症又は疫病、暴動又は戦争行為などの不可抗力、その他当社及びお客様の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、当社及びお客様は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、本契約の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、又は本契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当社及びお客様は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行うものとします。

#### 第15条（本業務約款の改定）

1. 当社は、相当の事由があると判断した場合には、お客様の事前の承諾を得ることなく、当社の判断により、本業務約款をいつでも変更することができるものとします。この場合、本契約の条件は、変更後の本業務約款に従います。
2. 前項に基づき当社が本業務約款の変更を行う場合、当社は、本業務約款を変更する旨および変更後の本業務約款の内容並びにその効力発生時期をお客様に当社のホームページ上において周知するものとし、周知日をもって、お客様は同変更の内容に同意したものとみなします。

#### 第16条（準拠法）

本契約及び本業務約款の準拠法は、日本法とします。

#### 第17条（合意管轄裁判所）

本契約又は本業務約款に関連して、当社とお客様との間に生じるすべての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（協議）

本契約もしくは本業務約款に定めなき事項又は本契約の履行に関し疑義を生じた場合には、当社とお客様との間で誠意を持って協議し、円満解決を図るものとします。

以上

## 返金ポリシー

当社は、プログラムの途中で当社サービスの提供を終了したお客様に対し、以下の通り返金を行います。なお、返金に際して発生する振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

### 1. UC・CSU 編入プログラム※1※2

#### ① 2年プランの場合

##### (ア) 渡米前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 渡米日1か月前まで	お支払代金の9割
渡米日1か月前～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払代金の3割
それ以降	—

##### (イ) 渡米済・カレッジ入学前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払い代金の3割
それ以降	—

##### (ウ) 渡米済・カレッジ入学済の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 6ヵ月以内	お支払代金の6割
6ヵ月以降～ 1年以内	お支払い代金の3割
それ以降	—

② 2.5年の場合

(ア) 渡米前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 渡米日1か月前まで	お支払代金の9割
渡米日1か月前～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払代金の5割
カレッジ入学後1年以降～ カレッジ入学後1年6か月以内	お支払代金の3割
それ以降	—

(イ) 渡米済・カレッジ入学前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払代金の5割
カレッジ入学後1年以降～ カレッジ入学後1年6か月以内	お支払代金の3割
それ以降	—

(ウ) 渡米済・カレッジ入学済の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 6ヵ月以内	お支払代金の6割
6ヵ月以降～ 1年以内	お支払代金の5割
6ヵ月以降～ 1年6か月以内	お支払代金の3割
それ以降	—

③ 3年の場合

(ア) 渡米前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 渡米日1か月前まで	お支払代金の9割
渡米日1か月前～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払代金の5割
カレッジ入学後1年以降～ カレッジ入学後1年6か月以内	お支払代金の4割
カレッジ入学後1年6か月以降～ カレッジ入学後2年以内	お支払代金の3割
それ以降	—

(イ) 渡米済・カレッジ入学前の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ カレッジ入学前まで	お支払代金の8割
カレッジ入学後～ カレッジ入学後6ヵ月以内	お支払代金の6割
カレッジ入学後6ヵ月以降～ カレッジ入学後1年以内	お支払代金の5割
カレッジ入学後1年以降～ カレッジ入学後1年6か月以内	お支払代金の4割
カレッジ入学後1年6か月以降～ カレッジ入学後2年以内	お支払代金の3割
それ以降	—

(ウ) 渡米済・カレッジ入学済の学生

サービス終了時期	返金額
ご入金確認完了日～ 6ヵ月以内	お支払代金の6割
6ヵ月以降～ 1年以内	お支払代金の5割

1年以降～ 1年6か月以内	お支払代金の4割
1年6か月以降～ 2年以内	お支払代金の3割
それ以降	—

※1 日本の大学から直接編入の場合は、こちらに含まれません(4.を参照のこと)のでご注意ください。

※2 3年あるいは2.5年プランから2年プランへ変更を希望する場合、変更手数料として33,000円を差し引いた上で、変更希望時の料金体系における2年プランの金額と、3年あるいは2.5年プラン料金として当初受領した額との差額を返金いたします。

## 2. UC 編入プログラム

お客様が下記のすべての適用条件を満たした場合において、いずれのカリフォルニア大学群にも入学することができなかった場合、お支払い代金の全額を返金いたします。なお、各種オプションサービスについては、返金対象外となります。

- (1) GPA 3.2 以上をキープすること
- (2) 編入直前において 60 単位以上を取得していること
- (3) 出願エッセイについて、エッセイ添削を受け、提出前に講師からの承認を得ること
- (4) U-LABO が推奨する UC キャンパスや専攻への併願を行うこと (志望校が変更になり、そもそも UC への出願を行わない場合にも保証対象外となります)

## 3. CSU 編入プログラム

お客様が下記のすべての適用条件を満たした場合において、いずれのカリフォルニア州立大学群にも入学することができなかった場合、お支払い代金の全額を返金いたします。なお、各種オプションサービスについては、返金対象外となります。

- (1) GPA 3.2 以上をキープすること
- (2) 編入直前において 60 単位以上を取得していること
- (3) U-LABO が推奨する CSU キャンパスや専攻への併願を行うこと (志望校が変更になり、そもそも CSU への出願を行わない場合にも保証対象外となります)

## 4.

5. 入会金、及び当社の提供する各種サービス(返金ポリシー1項に定める UC 編入プログラム及び CSU 編入プログラム以外の全サービス)、各種オプションサービス、U-BRIDGE 各サービス、その他のサービス、及びそれらに付随するサービス

ご入金確認完了日後は、理由の如何にかかわらず、返金はいたしません。



## 休会規定

当社は、プログラムの途中で当社サービスの提供の一時休止を希望されたお客様に対し、本規定に則って休会処理を行います。休会に当たっての要件及び注意事項は以下の通りです。

- お客様は、休会を希望される日から1か月前までの申告により、休会することができます。
- 休会可能な期間は原則1年間までとします。1年間経過後に再開のご連絡がない場合、自動的に退会手続きをさせていただきます。その際の返金額は、休会開始時点から退会日として算定いたします。
- 休会時点及び休会中において、お客様に一切の費用は発生しないものとします。
- お客様が休会後に当社サービスの提供を受けることを希望する場合、再開手数料として、一律55,000円を頂戴いたします。
- お客様が休会後に当社サービスの提供を受けることを希望し、当社によるお客様へのサポートが再開された後、お客様による4年制大学への編入までの期間が、当初のサポート期間（ただし、休会期間は除く）より長くなり、かつお客様が当社による当該サポート期間の延長を希望する場合には、その時点の料金表に基づき、お客様に追加サポート料金が発生します。
- お客様が休会後に当社サービスの提供を受けることを希望しない場合、退会手続きに切り替えさせていただきます。その際の返金額は、休会開始時点から退会日として算定いたします。